

* 監視カメラで被疑者を手作業で探すことは容易でない（2012年当時の捜査状況）

第1 顔認証カメラの現在

1 顔認証とは？

- ① デジタル画像から、「顔」部分を抽出
- ② 「顔」部分から、特徴点を捉えた識別データ（「顔認証データ」）を生成
- ③ あらかじめ登録されている「顔認証データ」と照合し、一致・不一致を判定する。
→ 「顔指紋」のように、人の同一性を特定可能

2 同一性特定の精度

iPhone X（1対1）は、指紋の1000倍の精度と説明
デジタルデータの特性として、照合・検索処理が極めて容易かつ簡便。

3 1対1型と、1対N型について

・1対1型

スマホ。成田、羽田などにおける日本人向け入国ゲートチェック。
個別の同意拒否を設定しやすい。

・1対N型

密かに網羅的、地引き網的に検索照合されがち。
書店における万引き犯・不審者データベースを使用した入店チェック
JR東日本、警察の捜査、中国のカメラ
フェイスブックに投稿された画像への紐付け
不特定多数に対するカメラ（1対N）を使うと、対象者に気づかれることなく、顔指紋データを収集でき、データベースと照合でき、過去・現在・未来、あらゆる場所の行動と検索照合が可能。

捜査に便利なものは、違法な監視にも便利。

4 精度の向上と実用化

① 「10年後の東京」への実行プログラム2008

「3次元顔形状データベース自動照合システムを活用した取り組みを試験的に実施する」目標

② 2013年4月12日付読売新聞大阪版

NECの技術者の発言として「正面の顔画像なら本人を見逃す率は0.3%、他人が紛れ込む率は0.1%、160万人の画像との照合が0.3秒でできる。」というものを紹介。

③ 2014年度

警察庁が、5都県警に、顔認証装置（1対N）を配備。利用方法を規律する規則はない。組織犯罪捜査（集団密航を含む）にしか適用していないと説明

④ 2016.10.15 毎日新聞記事

2016.10.17から、テロリストの入国防止で外国人の入国審査（1対N）に採用

⑤ 2017.7.5 西日本新聞記事

2017.10から、効率化、人件費の節約目的で日本人の出入国審査（1対1）に採用

⑥ 2018.2.18朝日新聞記事

上海市内のホームセンターで、顔認証技術により、客が手ぶらできて手ぶらで帰れるシステムを紹介。商品ごとに顔を読み取らせ、出口の端末で顔を読み取らせると、電子マネーで決済。

⑦ 2018. 2. 26 NHKwebニュース

中国には1億7000万台以上の監視カメラ。顔認証システムで個人を特定。赤信号無視の歩行者はすぐ罰金。指名手配犯を3000人逮捕。ATM出金も、カード、暗証番号なしに利用できる。反体制派と見られる人は逮捕されたり、監視されたりしている。

⑧ 2019. 12 週刊朝日

渋谷ハロウィーン事件（現場共謀に基づく器物損壊事件）の捜査は、監視カメラの組み合わせではなく、顔認証捜査

⑨ 2020. 9. 13 共同通信ニュース

捜査に顔認証、全国の警察で 3月から運用開始

⑩ 2021. 7

JR東日本が、首都圏の一部の駅に、刑務所からの出所者等を検知する顔認証カメラ導入を公表。2021. 11に、日弁連は中止を求める会長声明。

⑪ 2021. 10

健康保険証機能付きマイナンバーカードによる、医療機関受け付けでの顔認証チェック開始。

* 福岡県弁護士会の調査（2021. 8）によると、マイナンバーカード取得者の顔画像データは、福岡市が委託した先であるJLISが保存しており、「論理的には、福岡市が福岡市民の顔画像データを管理している状態」とのことである。

デジタル改革関連法により、JLISは、自治体による委託から、国の強力な管理下に移行する形に変更されている。国がJLISの保存する情報に対する利活用を具体的に制限する規定は不明。

第2 日弁連の、これまでの提言

1 2012年1月19日付「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」

官民を問わず、監視カメラの設置・運営についてはルールを事前に明示する法律を制定し、規制すべきことを提言した。

その中でも、設置するカメラが他のデータベースと自動的に照合して特定の個人を識別する機能を持つことを禁止することや、収集後のデータについて、その後他のデータベースと自動的に照合する2次利用を禁止するよう求めた。

2 2016年9月15日「顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」

警察による顔認証システムの利用に対し、「重大組織犯罪等」の捜査以外で使用しないなど、法律による規制が必要であることを提言した。

3 2021年9月16日「行政及び民間等で利用される顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」

警察以外の行政機関や民間等における顔認証システムの利用に対しても、法律による規制が必要であることを提言した。特に、不特定多数者に対して利用する場合は厳密な規制が必要であるとしている。

個人番号カードの顔認証システム利用をはじめ、行政一般で必要もなく顔認証システムを利用しないよう求めている。

第3 海外の対応

EUは、GDPR（一般データ保護規則）9条で、生体情報の収集を原則禁止
カリフォルニア州も、州警察による利用を一時的に禁止